

アメリカ陸軍兵による住居不法侵入事件に対する意見書

去る9月7日午後10時半ごろ、読谷村内において嘉手納基地所属の陸軍上等兵による村民の住宅に不法侵入する蛮行が行われた。

村民が寝静まろうとしている時間帯に、5人ぐらいのアメリカ兵が事件現場近くの民宿のような所で飲酒し、静寂な住宅街を騒ぎ立て、挙句の果てに、その中の上半身裸のアメリカ兵の一人が、乳飲み子を抱えた家庭の場に、突如騒ぎながら侵入し、被害者を恐怖に陥れた。被害者は侵入者を見た瞬間殺されると思い、無我夢中で自宅のリビングの窓から乳飲み子を抱え飛び出し近所に助けを求めた結果、難を逃れることができたが、その時の被害者の恐怖は察するに余りある。また、逃げ遅れた場合のことを考えると、未だその恐怖が増幅し続けている状況にある。今回の事件は平穏で安心な村民生活を脅かす蛮行として断じて許すことはできない。

読谷村議会では平成24年11月2日に発生したアメリカ空軍兵による村内における住居不法侵入・傷害・器物破損事件に対して抗議決議を採択し村民大会を開催、米軍当局と日本政府に怒りの抗議を行ってきたところである。

今回も同様に、夜間に村民の住居に不法侵入し、村民を恐怖と不安に陥れた蛮行が再発したことは、米軍の綱紀粛正がなんら抜本的な解決策になりえていない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、人権を守る立場から、アメリカ陸軍兵による住居不法侵入事件に対し厳重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全補償をすること。
2. 米軍人、軍属等への人権教育を徹底し、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
3. 日米両政府は早急に理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成30年9月19日

沖縄県読谷村議会

あて先

内閣総理大臣 内閣官房長官 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長

アメリカ陸軍兵による住居不法侵入事件に対する抗議決議

去る9月7日午後10時半ごろ、読谷村内において嘉手納基地所属の陸軍上等兵による村民の住宅に不法侵入する蛮行が行われた。

村民が寝静まろうとしている時間帯に、5名ぐらいのアメリカ兵が事件現場近くの民宿のような所で飲酒し、静寂な住宅街を騒ぎ立て、拳銃の果てに、その中の上半身裸のアメリカ兵の一人が、乳飲み子を抱えた家庭の場に、突如騒ぎながら侵入し、被害者を恐怖に陥れた。被害者は侵入者を見た瞬間殺されると思い、無我夢中で自宅のリビングの窓から乳飲み子を抱え飛び出し近所に助けを求めた結果、難を逃れることができたが、その時の被害者の恐怖は察するに余りある。また、逃げ遅れた場合のことを考えると、未だその恐怖が増幅し続けている状況にある。今回の事件は平穏で安心な村民生活を脅かす蛮行として断じて許すことはできない。

読谷村議会では平成24年11月2日に発生したアメリカ空軍兵による村内における住居不法侵入・傷害・器物破損事件に対して抗議決議を採択し村民大会を開催、米軍当局と日本政府に怒りの抗議を行ってきたところである。

今回も同様に、夜間に村民の住居に不法侵入し、村民を恐怖と不安に陥れた蛮行が再発したことは、米軍の綱紀粛正がなんら抜本的な解決策になりえていない。

よって、読谷村議会は村民の生命、財産、人権を守る立場から、アメリカ陸軍兵による住居不法侵入事件に対し嚴重に抗議するとともに、下記の事項について速やかに実現するよう強く要求する。

記

1. 被害者への謝罪及び完全補償をすること。
 2. 米軍人、軍属等への人権教育を徹底し、実効性のある抜本的な再発防止策を公表すること。
 3. 日米両政府は早急に理不尽な日米地位協定を抜本的に改正すること。
- 以上、決議する。

平成30年9月19日

沖縄県読谷村議会

あて先

駐日米国大使、在日米軍司令官、在日米軍沖縄地域調整官
在沖米国総領事、在沖米陸軍第十地域支援軍司令官